

藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年藤枝市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、配偶者の父母その他市長が指定する者）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者をいう。）」に、「日常生活を営むのに支障があるもの」を「日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。